

議第23号

鼠ヶ関マリーナの指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 鼠ヶ関マリーナ
- 2 指定をしようとする団体 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

鼠ヶ関マリーナの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。